

原産品申告書兼明細書
(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所 [] Co., LTD. 700, ABCD STREET, CANBERRA, AUSTRALIA	
2. 仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合) Invoice No. [] 2018.09.20 B/L No. []	
No. 1	3. 製品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量 野菜のかき揚げ (製品番号 [])、 150 個 × 300 箱、G/W 3,000kg HANSEL (IN DIA) #1-300 資料 2 参照
	4. 関税分類番号 (6 桁、HS 2012) [] 該当する基準すべてに✓
	5. 適用する原産性の基準 [<input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input type="checkbox"/> PSR (<input type="checkbox"/> CTC · <input type="checkbox"/> VA · <input type="checkbox"/> SP · <input type="checkbox"/> DMI · <input type="checkbox"/> ACU)]
	6. 上記 5. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> ([]) どこの国の原産材料又は非原産材料か? ①たまねぎ(第 07.03 項)、②じゃがいも(第 07.01 項)、 ③にんじん(第 07.06 項)、⑥小麦粉(第 11.01 項)、 ⑦卵(第 04.07 項)、⑧パーム油(第 15.18 項) ([]) ④パプリカ(第 07.09 項)、⑤えび(第 03.06 項)
	<製造工程> 豪州キャンベラ内の輸出者工場にて以下の工程を経て製品を生産する。 (1) ⑥と⑦を混ぜ合わせる。さらに①~⑤を []。 (2) 一定量に成型する。 (3) 油に投入し [] する。 (4) [] をする。

	<p><原産性について></p> <p>非原産材料を使用して生産された本品が満たすべき 品目別規則 第〔 〕 は 資料3参照 〔 〕である。 本品の非原産材料である〔 〕はこの規則を満たす。 非原産品である〔 〕については、この規則を〔 〕が、 〔 〕であることから、〔 〕の適用によ り、本品は豪州の原産品で〔 〕。 原産品であるかないか</p> <p>上記事実は別添の材料一覧表、成分表及び加工工程表によって確認することが できる。 非原産材料が規則を満たすか</p>
No. 2	《複数品目の場合、上記3～6の項目について記載》
7. その他の特記事項	

8. 以上のとおり、3. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日 〔 〕

作成者の氏名又は名称 〔 〕印又は署名

作成者の住所又は居所 〔 〕

代理人の氏名又は名称 **財務ロジスティクス(株)** 印又は署名

代理人の住所又は居所 **東京都千代田区霞が関 3-1-1**

※W0：完全生産品、PE：原産材料のみから生産される産品、PSR：実質的変更基準を満たす産品、CTC：関税分類変更基準、VA：付加価値基準、SP：加工工程基準、DMI：僅少の非原産材料、ACU：累積